

学校いじめ防止基本方針

白河市立釜子小学校

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、重大な人権侵害行為であるが、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」(はやし立てたりおもしろがったりする存在)や「傍観者」(周囲で暗黙の了解を与えている者)が存在する。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。[いじめ防止対策推進法第2条の規定による]

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童の立場に立ち、短期でも軽度でも解消されたと判断したものでも、いじめられた児童が感じる被害性に着目すること。
- ② 特定の教職員の判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめ防止の対策のための組織」を活用すること。
- ③ 物理的な影響とは、身体的影響のほか金品をたかられたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどの行為の影響まで含んでいること。
- ④ 児童の生命、身体および財産に重大な被害が生じるいじめの場合には、教育的配慮や保護者の意向をふまえて警察と連携した対応をすること。

(3) いじめと考えられる態様(例)

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通る時に足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
- ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
- イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
- ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
- イ いたずらや脅迫メールが送られる。
- ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめ未然防止のための取り組み

① 児童がいじめを考える取組の実施

- ア 各学級で児童を中心としたいじめを考える話し合いを実施し、それを基に学校全体で話し合いをする。
- イ すべての学級で「いじめはいけない」ことや「何がいけないか」について指導をする。

各学年の重点目標

学年	情操・意欲・態度	基礎的な実践力	人間関係
低学年	・情操を豊かにする。 ・人を傷つけてはいけないことを理解する。 ・互いを大切にし思いやりをもとうとする。	・基本的な生活習慣を身に付ける。 ・人とかわることの楽しさを感じる。	・友達とのかかわりを深め、一人一人が生き生きと学校生活を送る。
中学年	・身近な生活にある様々な偏見や差別に気づく。 ・人権課題について、正しく理解する。 ・相手の立場に立って考える。	・基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける。 ・善悪について考え、正しく判断する。 ・表現力を高め、相手に伝える。	・友達とのかかわりを深める。 ・望ましい人間関係を築き、一人一人が生き生きとした学校生活を送る。
	・様々な偏見や差別に気づき、その不合理性を正そうとする。 ・人権課題について、正	・基礎的・基本的な内容を身に付ける。 ・思考力・判断力・表現力を高め、自己実現を図る。	・友達とのかかわりを深める。 ・望ましい人間関係を広げ、一人一人

高学年	しく理解し、正しく理解し、解決しようとする。 ・相手の立場に立って考え、行動する。	・個性や能力を高め、自己の将来について考える。	が生き生きとした学校生活を送る。 ・信頼できる友人関係や大人とのかかわりを深める。
-----	--	-------------------------	--

ウ 「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。

以下の中から、学年の発達段階などを考えて、計画に応じて行う。

	低・中学年	高学年
① プライバシー 個人情報	○悪口やいたずら書き等の無責任な情報を発信しない。 ○簡単に自宅や友達の家住所や電話番号を教えない。	○名前・電話番号・住所・家族構成など、個人情報にどんなものがあるかを理解する。 ○流出した情報が、人に迷惑を掛けたり、様々な犯罪に使われたりすることを理解する。(高学年) ○何気ない悪口やいたずら書き等が、大きな問題になることを知り、絶対にしない。
② 肖像権 ・著作権	○他の人からものを借りるときには、断って借り、大切に扱う。 ○写真を撮るときは、断ってから行う。 ○他の人の顔写真の取り扱いに注意する。 ○ホームページ上の図や絵なども本などと同じ著作物であることを知る。	○著作権や肖像権は、法律などで保護されていることを理解する。 ○写真や絵・音楽・ソフトウェアなどの違法コピーは、著作者に経済的不利益をもたらすことを知り、違法コピーを絶対に行わない。 ○著作権者の許可を得ないで利用できる範囲を知る。 ○著作物や写真などを利用する場合、許可を得たり、正しく引用したりできる。
③ 情報の信頼性と有害情報	○無責任なうわさ話に惑わされず、その正誤を確認する。 ○正しい情報を集めようと心がける。 ○インターネット上の情報には、間違った内容のものがあることに気づく。(中学年)	○インターネット上の情報には、間違った内容のものがあることに気づく。 ○インターネットや図書資料などのいくつかの情報を比べながら、正しい情報を判断する。 ○有害情報の存在や出会ったときの正しい対処の仕方を知り、有害情報には絶対に近づかない。 ○情報を発信するときは、正しい情報

		を責任を持って発信することが大切であることを理解する。
④ コミュニケー ション上のル ールとマナー	○気持ちのよい挨拶、言葉遣いなど礼儀の大切さを知り、明るく他の人と接することができる。 ○手紙やメールを使うときは、宛名を確認し、間違えないようにし、自分の名前もきちんと書く。	○掲示板やメールのよさを知ると共に、「書き言葉中心」で気持ちを伝えることの難しさを理解する。 ○掲示板やメールの内容が正しく伝わるよう、表現する大切さを理解する。 ○掲示板やメールを使うときには、その先に人がいることを理解し、その際のエチケットにはどんなものがあるかを知る。
⑤ 情報社会のセ キュリティ	○甘い言葉に惑わされない。 ○パソコンの動作がおかしくなったら、すぐ先生に伝える。(低学年) ○パソコンのＩＤとパスワードは家などの鍵と同じ働きであることを知る。	○パソコンのＩＤとパスワードは家などの鍵と同じ働きであることを知る。 ○コンピューターウィルス存在を知り、その危険性と防ぎ方を知る。 ○振り込め詐欺などのネット犯罪を知り、その防ぎ方を理解する。

エ 代表委員会でいじめ防止の取り組みの話し合いをする。

② 保護者との連携の強化

ア 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。

イ 家庭教育学級等でいじめ防止に関する講演会等を実施する。

③ いじめ対策に関する共通理解

ア いじめ対策の方針や手立てを教職員が共通理解するための場をもつ。

イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

④ Q-U テストによる客観的実態把握

ア 児童の学級生活や学校生活の情報や学級集団についての情報を得て、児童への対応や学級経営の改善箇所を見いだし対応する。

(2) いじめの早期発見に係わる取組

① 定期的なアンケート調査の実施

ア 児童対象のいじめに関するアンケートを実施する。

5月から3月まで毎月10日にアンケートを実施する。

イ 保護者対象のアンケートを実施する。

実施時期 年3回(5月、11月、2月)実施する。

② 個別懇談の実施

ア 児童との教育相談を実施し、随時実施し、個別に様子を把握する。

イ 保護者との教育相談を実施し、保護者から様子を把握する。

③ 校外の組織との連携強化

ア 子ども見守り隊との意見交換会を実施する。

イ 児童の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ。

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となっていくために次の組織を設ける。

① いじめ防止対策委員会

② 構成員

校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー

③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間指導計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、児童の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係わる情報があつた場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

(会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など)

(2) 組織での対応の留意点

① いじめられた児童への支援

事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得ていじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。

② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていたりしただけの児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、市教育委員会及び所轄警察官と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があつた場合、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあつた児童のケア等必要な支援を行う。

また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 児童が自殺を図った場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。

③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 調査の実施

- ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
- ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
- エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報の保護に留意すること。

5 年間計画

月	児童への指導・児童の取組	面談・アンケート	校内研修・保護者等への公表	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知 児童会総会		保護者会での説明	
5月	いじめについて考える (学級) スローガン作り 朝の会スローガン唱和 (年間継続)	アンケート (児童・保護者)	見守り隊との懇談 運営協議会での説明	
6月	Q Uテスト	家庭訪問 アンケート(児童)	懇談会での話し合い 教育講演会	
7月		アンケート(児童)		1学期の教育 課程の反省①
8月				
9月		アンケート(児童)		
10月	いじめについて考える (学級)	アンケート(児童)		中間評価
11月	いじめについて考える (学級・代表委員会)	アンケート (児童・保護者) 教育相談(保護者)		学校評価アン ケートにおけ る評価
12月		アンケート(児童)		2学期の教育 課程の反省②
1月		アンケート(児童)		
2月	取組の反省	アンケート(児童)	運営協議会での説明 保護者会での説明	評価の公表
3月		アンケート(児童)		年間評価

6 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。